

平成28年度山形県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の概要

1 目的

山形県では、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対して助成を行います。

2 補助対象設備の種類及び補助金額(又は補助率)

区分	設備要件	設置対象	補助率 (上限額)	備考
太陽光発電設備 (新築設置)	発電出力 10kW 未満	住宅用	2.5万円/kW <u>(10万円)</u>	上限額引下げ
太陽光発電設備 (既築設置)		事業所用	2.5万円/kW (20万円)	
木質バイオマス 燃焼機器	ストーブ	住宅用	$\frac{1}{2}$ (10万円)	補助率引上げ
	ボイラー	事業所用 農業施設用	$\frac{1}{2}$ <u>(50万円)</u>	補助率・上限額 引上げ
太陽熱利用装置	集熱面積 2㎡以上	住宅用	1/10 (5万円)	
地中熱利用空調装置 ・融雪装置	COP3.0 以上	住宅用	1/10 (20万円)	
蓄電池設備	太陽光発電設備と 併せて設置	住宅用 事業所用	$\frac{1}{10}$ <u>(20万円)</u>	新規

※ 下線 が 28 年度の変更点となります。

※ 太陽光発電設備及び木質バイオマス燃焼機器（ペレット使用）に対する補助は、山形県民 CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」への参加同意が要件となります。

3 補助金申込み及び交付申請の受付期間、受付窓口等

- (1) 受付期間 平成28年4月1日（金）～平成29年2月28日（火）
- (2) 受付窓口・問合せ 特定非営利活動法人ビルトグリーンジャパン（県の委託先）
〒990-0061 山形市五十鈴三丁目 11-37(変更になりました) (TEL 023-673-9501)
HP アドレス : <http://www.builtgreen-jp.org/index.html>
- (3) 提出の方法 持参（平日 9時～17時）又は郵送（配達日の証明ができるもの）
※受付期間中であっても、予算額に達した時点で、受付を停止する場合があります。

4 県の担当課

環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 エリア供給担当（TEL:023-630-3279）

◇ 昨年度からの変更点について

1. 補助メニューに蓄電池設備に対する補助が追加されました。

補助対象者	蓄電池設備と併せて太陽光発電設備（補助対象となるものに限る。）を設置するもの。
補助対象設備	（一社）環境共創イニシアチブ（以下「SII」とする。）が実施した「平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業補助金」」及び、SIIが実施する「平成27年度補正予算「住宅省エネリノベーション事業補助金」」において、補助対象として指定された機器であること
補助対象経費	機器（蓄電池本体・電力変換装置）及びそれに付随する付属機器（蓄電システム制御装置、計測・表示装置、キュービクル）に係る費用（消費税抜額）
補助率（上限額）	1/10（20万円）
申請方法の留意点	太陽光発電設備に対する補助と併せて申込みすること。
申込受付期間	平成28年4月1日～平成29年2月28日
実績報告期限	工事完成日から30日以内 ※工事完成日は蓄電池設備も含めて電力受給契約日となります。

※ 蓄電池設備に対する補助については、国の補助金との併用はできません。

2. 太陽光発電設備の新築設置と既築設置の取扱いについて

新築設置	次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ① 新築する住宅・事業所に、新築工事に併せて設置する場合 ② 設置された新築の建売住宅を購入する場合 ③ 増築する住宅・事業所の増築部分に、増築工事に併せて設置する場合 ④ 住宅・事業所の建物以外に設置する場合（野立設置等）
既築設置	新築設置に該当しない場合 (既に使用している住宅・事業所に設置する場合など)

※ 既築設置の場合、申込時に住民票の提出が必要となります。また、申込時の現況写真については、足場が組まれていない段階での写真としてください。

(新築設置の場合は、実績報告時に住民票を提出してください。)

3. 木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置、地中熱利用装置・融雪設備の補助対象経費について

補助対象経費が消費税抜きの額となります。

4. 山形県民CO₂削減価値創出事業への参加申込みが補助要件に追加されました。

太陽光発電設備・木質ペレットを燃料とした木質バイオマス燃焼機器を導入する場合、申込時に、「やまがた太陽と森林の会」への参加申込書の添付が必要となります。

◇ 「やまがた太陽と森林^{もり}の会」の概要

- 県民の皆様が設置した太陽光発電設備又は木質バイオマス燃焼機器で生み出したCO₂削減量を山形県がとりまとめ、国のJ-クレジット制度*を利用してクレジット化することにより、その環境価値を「見える化」します。
- 生み出されたクレジットを、県内外の企業と取引することにより、得られる収益を県の環境保全活動に活用します。
- 年1回程度、削減活動の実績（太陽光発電の自家消費量、バイオマス燃料の使用量等）をご報告いただきます。

※ J-クレジット制度とは、再生可能エネルギー発電や省エネ機器の導入などによるCO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証する制度。国の認証等を経て、市場での取引が可能になったCO₂削減量・吸収量のことを「クレジット」といい、単位はCO₂トン。

● 問合せ先（やまがた太陽と森林の会 運営・管理等業務 受託者）

NPO法人環境ネットやまがた 〒990-2421 山形市上桜田3-2-37

電話：023-679-3340 FAX：023-679-3389

「やまがた太陽と森林の会」の詳細につきましては、県ホームページをご覧ください。

やまがた太陽と森林の会

検索